令和4年度 幼児センター(幼稚園)入園に関しての留意事項

1. 入園申込みについて

入園を希望される場合は、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書」及び「幼児センター入園申込書」を提出していただきます。(毎年度の申請となっております。)

2. 幼児センター(幼稚園)教育時間について

教育時間(入園申込書の種別①)は午前8時~午後1時30分までとなっています。

利用時間	支給認定申請書	入園申込書	基準
午前8時~午後1時30分	教育標準時間	①幼稚園教育	3歳以上

3. 傷病等のお迎えについて

幼児センターでは、常に安全な教育・保育に努めておりますが、急な発熱や思いがけないケガな ども考えられます。緊急の場合は、保護者又は緊急連絡先に連絡いたしますので、速やかにお迎 えに来ていただくようお願いいたします。

4. 保育料について

幼稚園児(3歳児 ~ 5 歳児)については、令和元年10月から保育料を無償化しており、納入の必要はありません。**※副食費(給食費)も無償化しています。**

5. 退園・転居・転職等について

(1) 就労状況の変更等

当初の「支給認定」申請後において、新たに就労することとなった等、保護者の状況が変わり 「保育に欠ける状態」となり、**「保育園扱い」へ変更したい場合には、「支給認定」の変更手続き** が必要となります。(就労が理由の場合、**「就労証明書」**の提出が必要です。)

(2)休園又は退園

「休園届」又は「退園届」を幼児センターへ提出していただきます。

(3)保育内容変更届

住所、家族構成に変更等があった場合は、速やかに保育内容変更届等の関係書類を幼児センターへ提出していただきます。

6. 急な就労などによる「一時保育」について

保護者の就労などにより、午後の時間帯(午後1時30分以降)に幼稚園児の保育をお願いする場合は、一時保育入所申込書(利用する月提出)のほかに、場合によっては園児世帯全員の「就 労証明書」が必要(年度中1回提出)になります。

なお、一時保育料については、通常の保育料と同様に無償化の対象となっております。

様似町立幼児センター 電話番号(36-3521/36-2203)